

土砂災害警戒区域および 土砂災害特別警戒区域の指定 (武芸川地域)

照会先 建設総務課 ☎ 7 2 7 9

武芸川地域の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定が4月15日に岐阜県知事より公示されました。旧関地域(平成21年6月11日)、上之保地域(平成22年5月21日)が指定されたのに引き続き、告示されました。

近年、1時間に100ミリを超すような局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、それに伴い土砂災害も増えています。土砂災害は、全国で毎年1000件程度発生しており、毎年約60人の人命が失われています。

こうした土砂災害(がけ崩れ、土石流)から住民の生命を守るために、土砂災害防止法が施行され、それに基づいて、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行います。

◆指定区域には次の2種類があります。

・土砂災害警戒区域

土砂災害の起こるおそれがある区域

・土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域の中でも特に建築物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域

◆土砂災害特別警戒区域には次の制限があります。

- ・特定の開発行為に対する許可制
- ・住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
- ・建築物の構造規制
- ・居室のある建築物は、土砂崩れなど

の衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

・建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対し、移転などの勧告が図られます。

◆今回指定された箇所(武芸川地域)

土砂災害警戒区域 105カ所

【内訳】▽急傾斜地Ⅱ72カ所

▽土石流Ⅱ33カ所

土砂災害特別警戒区域 98カ所

【内訳】▽急傾斜地Ⅱ72カ所

▽土石流Ⅱ26カ所

※今後、その他の地域についても順次、砂防基礎調査および区域の指定が行われます。

◆次の場所で閲覧することができます。

・美濃土木事務所 河川砂防課砂防担当または総務課施設管理担当(☎ 4011)

・関市役所 建設総務課管理係(☎ 7279)

◆特定の開発などの許可申請については

・美濃土木事務所 総務課施設管理担当(☎ 4011)

◆指定された区域の建築物に対する構造規制については

・中濃建築事務所 建築指導係(☎ 574 2311)

集中豪雨など降雨が続く時は、土砂災害に十分に注意し、早めの避難に心掛けましょう。

知っていますか？避難情報

台風や集中豪雨、地震などによって、危険が迫った場合、住民の安全を確保するため、市から「避難準備情報」や「避難勧告」、「避難指示」が発令されることがあります。

これら避難情報の種類の違いをあらかじめ理解しておくことが「自らの身を守る」ことにつながります。避難する際は、隣近所の人と声を掛け合って、一緒に避難しましょう。

また、危険を感じたときは避難情報を持つことなく自主的に避難するよう心掛けましょう。

避難情報の種類

◆避難準備情報(災害時要援護者避難)

【状況】 災害時要援護者など、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

【行動】 災害時要援護者など、特に避難行動に時間がかかる人は、避難行動を開始し、避難支援者は支援行動を開始してください。通常の人も避難の準備を始めてください。

◆避難勧告

【状況】 通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならぬ段階で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況

【行動】 指定された避難所へ避難してください。

◆避難指示

【状況】 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況もしくは、被害が発生した状況。避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難が必要な状況

【行動】 避難中の方は、避難行動をただちに完了してください。いまだ避難していない対象者は、ただちに避難するか、もしくは避難する時間がない場合は、強固な建物の上階などに緊急避難するなど生命を守る行動をしてください。

警戒区域とは

住民の保護を目的に、危険な地域を「警戒区域」として設定する場合があります。

「警戒区域」を設定した場合、この区域への立ち入りを制限、禁止またはその区域からの「退去命令」が出される場合があります(災害対策基本法第63条)。

照会先 危機管理課 ☎ 7 7 3 6

FAX ☎ 7 7 4 8

